

4. 明日の安心と成長のための緊急経済対策について

(1) 待機児童解消への取組

① 平成21年度第2次補正予算案

民間保育所の施設整備については、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度第1次補正予算により設置した「安心こども基金」においてその推進を図っているところである。平成21年12月8日に閣議決定した「明日の安心と成長の緊急経済対策」において、待機児童解消への取組として、地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充することとし、平成21年度第2次補正予算案において安心こども基金に200億円の積み増しを行い、待機児童解消のために、

ア. 地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用して小規模な認可保育所の分園等を設置する場合（賃貸物件を含む）の施設整備費、改修費、賃借料

イ. 家庭的保育の実施場所を設置する場合（賃貸物件を含む）の改修費、賃借料
について、安心こども基金における国庫補助率の嵩上げ条件に基づく補助率を適用し、その際、補助基準額の割り増しを行うこととしている。

なお、上記の措置に伴い、従来の安心こども基金における「小学校内等の教材等の保管場所として使用されている空き教室等を保育所分園として使用するための改修等の補助」は廃止する。**(参考資料1(P.43)参照)**

また、学校、公営住宅、公民館等の地域の余裕スペースを活用した待機児童解消に向けた取組の推進のため、国においても内閣府を中心に関係省庁（厚生労働省、文部科学省、国土交通省、財務省）が連携して取り組むこととし、昨年12月24日に打ち合わせを開始したところであり、地方公共団体におかれてもより一層積極的な取組をお願いしたい。

② 安心こども基金における家庭的保育者研修

家庭的保育者に対する研修については、従来から、安心こども基金の「家庭的保育者研修事業（補助率：1/2）」において実施しているところであるが、今回、家庭的保育者養成の推進を図るため、家庭的保育者に対する研修を地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業等の従事者に対する研修と一体的に実施する場合は、安心こども基金の「地域子育て創生事業（補助率：定額）」の補助対象とし、自治体の負担軽減を図ることとした。

③ 平成22年度予算案について

平成21年4月時点における保育所入所待機児童数は2年続けて増加し、前年同月に比べて5,834名増の2万5,384人となった。

このような状況で、待機児童対策を加速させるため平成20年度から平成22年度において集中重点的に保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育事業など地域の事情等に応じた保育の提供手段の多様化を図るため、安心こども基金の創設など、待機児童解消の取組を実施しているところである。

各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、以下の待機児童対策関連予算の措置状況を踏まえて、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の提供体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村（特定市区町村）においては、保育所整備の他、家庭的保育等の施策を積極的に活用するなど、地域における保育ニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

④ 保育所運営費について

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した民間保育所に係る運営費の拡充を図っているところである。

なお、平成22年度より運営費を支弁する際の保育単価の適用年齢について、これまで年度途中に入所した児童は、入所した月の初日における年齢の保育単価を適用していたところであるが、クラス編成の実態との整合性を図る観点から、当該年度4月初日時点での年齢による単価を適用することとしているのでご留意願いたい。

⑤ 保育所入所の円滑化について

ア. 保育所への入所の円滑化については、「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児発第73号・児保第3号）により実施されているが、平成21年度において、保育所の定員設定について、入所児童数に応じた設定が行われるよう定員区分を10人刻みに細分化したところである。これに伴い、定員見直しの基準を、「連続する過去の3年間常に定員を超えており、かつ、各年度の平均在所率が120%以上の状態である場合」から、「連続する過去の2年間※常に定員を超えており、かつ、各年度の平均在所率が120%以上の状態である場合」に改正する。

（※平成23年4月1日より適用。平成21年4月1日、平成22年4月1日時点については従前どおり）

イ. 待機児童解消のため、児童福祉施設最低基準を満たしている場合に限り、年度当初に認可定員の15%以内で、年度途中（5月～9月）において認可定員の25%以内で定員を超えて保育の実施を行うことができることとされているが、地域の実情により応じた扱いを可能にするため、平成22年度からこの制限を撤廃することとする。

なお、この場合に年度途中における保育所入所の受入体制の整備に留意することが必要である。

⑥ 行政刷新会議における事業仕分けの対応等

行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、保育所運営費については、保育料の徴収基準額について、現行の第7階層より上の高所得者階層について第8階層区分を新たに設定することとしている。

(参考資料2(P.47)参照)

また、これまで一般会計において実施していた延長保育促進事業については、仕事を持つ保護者向けの保育サービスである休日保育事業や夜間保育事業と同様に、平成22年度は事業主拠出金財源による児童育成事業として実施することとし、これに関連して、これまで年金特別会計児童手当勘定において実施していた一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び児童ふれあい交流促進事業については、保護者の就業の有無に関わらずすべての子育て家庭を対象とした事業であることも踏まえて、平成22年度は一般会計による次世代育成支援対策交付金の対象事業として実施することとしている。

そのため、以下のとおり事業実施の費用負担割合が変更となるのでご留意願いたい。(後述「5. 少子化対策について(3)次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)について」(P.27)、参考資料3(P.48)参照。)

○延長保育促進事業

これまで

平成22年度

国 1/2、市町村 1/2 → 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
(指定都市・中核市 2/3)

○一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び児童ふれあい交流促進事業

これまで

平成22年度

国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3 → 国 1/2、市町村 1/2
(指定都市・中核市 2/3)

⑦ 地方分権改革（保育所の基準関係）について

保育所の最低基準については、昨年10月7日、地方分権改革推進委員会より、廃止又は条例委任することを内容とする「第3次勧告」があった。これを受けて、昨年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画においては、保育の質等に深刻な悪影響が生じかねない保育士の配置基準、居室面積基準、保育の内容、調理室等に限って、国の基準を「従うべき基準」として、条例はこれに従わなければならないが、その他の事項については「参酌すべき基準」として、基本的には地方自治体の判断で定められることとなった。ただし、居室の面積基準については、待機児童が多く、地価が高い等の状況に着目し、東京等の一定の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、説明責任を果たせばこれと異なる基準を定められることとなった。

各都道府県・政令市・中核市においては、今後、それぞれの条例により、適切な基準を定めていただく必要がある。その際には、引き続き保育の「質」が確保されるために適切な措置を講じていただくようお願いする。

なお、法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を本年の通常国会に提出する予定としている。（参考資料4(P. 49)参照）

⑧ 保育所等における安全管理及び事故防止について

保育所及び認可外保育施設における児童の安全管理については、従来よりご尽力いただいているところであり、今般、「保育施設における死亡事例について」（平成21年12月7日記者発表）により、平成16年4月から平成21年11月までの間に発生した保育所等（認可保育所、認可外保育施設）における死亡事例を取りまとめ公表したところである。

各都道府県等におかれては、事故の発生の予防や発生した場合の迅速かつ的確な対応が図られるよう、保育所等における安全管理体制の充実について、引き続き市区町村及び保育所等に対する指導をお願いする。

なお、保育所等において死亡事故等の重大事案が発生した場合には、従来から報告をお願いしているところであるが、改めて保育所及び認可外保育施設における事故の報告について通知をすることとしているので、市区町村に対して周知を行うとともに、事案が発生した場合は速やかに報告をお願いしたい。

(2) 母子家庭等の在宅就業支援

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、「仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する」こととされた。(参考資料5(P. 50)参照)

これは、平成21年度第1次補正予算により実施されている安心こども基金を活用した「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」の運用を改善するものである。同事業は、ひとり親等の在宅就業について、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図るもので、昨年12月には、国による審査分事業として15自治体の事業を採択したところである(参考資料6(P. 51)参照)が、在宅就業はひとり親だけでなく、障害者や高齢者の生活も向上させる「これからの社会のセーフティーネット」としての意義を有すること、また、人的能力の開発や経済への貢献、環境への貢献といった「活力ある社会への貢献」、「地域づくり・地域再生への貢献」としての意義も有することから、その推進を図ろうとするものである。(参考資料7(P. 52)参照)

今回の緊急経済対策では、本事業について、より多くの自治体の参加を促進するため、都道府県において審査・採択をできる枠組み(都道府県審査分)を設けることとしたところである。

具体的には、国から都道府県の安心こども基金へ「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業分」として一定の資金交付を行い、都道府県において事業実施自治体の事業計画を、国が示す基準により審査を行い、安心こども基金から所要額を支弁する仕組みを設けることとしている。(参考資料8(P. 54), 別冊資料参照)

本事業については、上述の社会的意義にも照らし、商工関係部局等とも連携し、是非積極的な取組をお願いする。特に、都道府県においては、管内市等に対しての周知とともに、事業計画の審査の対応等をよろしく願いたい。

(3) 育児・介護休業トラブル防止指導員の設置

平成21年度補正予算案(第2号)額 27,561千円

現状

雇用情勢の急速な悪化の中、妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の申出又は取得を理由とする解雇その他不利益取扱いが増加している。育児休業に係る不利益取扱いに関する労働者からの相談は、最近5年間増加傾向にあり、20年度も大幅増加。

育児休業に係る不利益取扱いに関する労働者からの相談件数

年度	16	17	18	19	20
件数	521	612	722	882	1,262

改正育児・介護休業法(21年6月成立)

- ・不利益取扱いなど育児休業等の制度利用に係る苦情・紛争の解決の仕組みを整備
- ・法違反に対する指導の実効性を高める

今回の措置

各都道府県労働局雇用均等室

育児・介護休業トラブル
防止指導員 47名(新規)

個別の事案に関する
相談対応

育児休業等を希望、
取得する労働者等

育休中や復帰時に解雇、退職勧
奨等の不利益を受ける等のトラ
ブルを防止するための周知、指導

事業主

(4) 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄) ～平成21年12月8日 閣議決定～

6. 「国民潜在力」の発揮

—「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

(1) 「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

① 制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

<具体的な措置>

○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

(ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

(イ) イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進

- ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
- ・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

(ウ) 幼保一体化の推進

- ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。